

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年1月12日
【会社名】	Shinwa Wise Holdings株式会社 (旧会社名 シンワアートオークション株式会社)
【英訳名】	SHINWA WISE HOLDINGS CO.,LTD. (旧英訳名 SHINWA ART AUCTION CO.,LTD.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 倉田 陽一郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座七丁目4番12号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 平成29年8月30日開催の第28回定時株主総会の決議により、平成29年12月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

1【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長倉田陽一郎は、当社の第29期第2四半期（自平成29年9月1日 至平成29年11月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。